

議案第 7 1 号

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 1 7 日 提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 4 6 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 7 条までを次のように改める。

（入園の資格）

第 3 条 幼稚園に入園することができる者は、4 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児であって、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 2 0 条第 1 項の認定（法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係る認定及び同項第 2 号に掲げる者に係る認定に限る。以下「支給認定」という。）を受けた保護者が現に監護する当該支給認定に係るものとする。

（入園の承諾）

第 4 条 幼児の入園を希望する保護者は、市長に対し、入園の申込みを行い、市長の承諾を受けなければならない。

（保育料）

第 5 条 第 3 条に規定する幼児の保護者（本市から支給認定を受けた保護者に限る。）で、前条の承諾を受けたものは、第 3 条に規定する支給認定の区分に

応じ、法第 27 条第 3 項第 2 号又は第 28 条第 2 項第 3 号の政令で定める額を限度として保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額を保育料として納付しなければならない。

2 第 3 条に規定する幼児の保護者（本市以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）から支給認定を受けた保護者に限る。）で、前条の承諾を受けたものは、第 3 条に規定する支給認定の区分に応じ、次に掲げる額を保育料として納付しなければならない。ただし、当該市町村が法第 27 条第 5 項（法第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により本市に施設型給付費又は特例施設型給付費を支払う場合においては、当該保護者は、当該支給認定の区分に応じ、法第 27 条第 3 項第 2 号又は第 28 条第 2 項第 3 号の規定により当該市町村が定める額を保育料として納付しなければならない。

(1) 法第 27 条第 3 項第 1 号の規定により内閣総理大臣が定める基準により当該市町村が算定した費用の額（その額が同号に規定する現に支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

(2) 法第 28 条第 2 項第 3 号の規定により内閣総理大臣が定める基準により当該市町村が算定した費用の額（その額が同号に規定する現に特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）
（保育料の納付期限）

第 6 条 前条に規定する保護者が納付すべき当該月分の保育料の納付期限は、毎月末日（12 月にあつては、同月 28 日）とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを延長することができる。

（保育料の減免）

第 7 条 市長は、第 5 条第 1 項に規定する保育料を負担する資力がないと認める者に対し、当該保育料を減額し、又は免除することができる。

第 10 条中「教育委員会規則（」の次に「幼稚園の利用及び」を加える。

附則第 3 項中「は、第 3 条の規定にかかわらず、5 才から小学校就学の始期

に達するまでの幼児とする。この場合において、第2条の表市川市立二俣幼稚園の項中「400名」とあるのは、「200名」を「に係る第2条及び第3条の規定の適用については、第2条の表市川市立二俣幼稚園の項中「400名」とあるのは「200名」と、第3条中「4歳」とあるのは「5歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(入園の許可に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第4条の規定により幼児の入園について教育委員会の許可を受けている幼児の保護者で、改正後の第3条に規定する支給認定を受けているものは、平成27年4月1日に改正後の第4条の規定により当該幼児の入園について市長の承諾を受けた者とみなす。

(保育料の額に関する経過措置)

- 3 改正後の第5条の規定は、平成27年4月以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。

(保育料の額に関する軽減措置)

- 4 平成27年度及び平成28年度の保育料の額については、改正後の第5条第1項に規定する保育料の額と改正前の第5条に規定する保育料の額との差額その他の事情を考慮し、その差額に相当する額の全部又は一部を、規則で定めるところにより軽減するものとする。

理 由

子ども・子育て支援法の制定により、市立幼稚園が施設型給付費等の支給に係る特定教育・保育施設となることから、市立幼稚園の入園及び保育料に関する規定を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。